

基準 30 連結送水管の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 地階を除く階数が10以下の建築物に設けるものは、次によること。

(1) 送水口は、基準10、第1、第5項第2号及び第3号の規定によること。また、建物の規模と状況に応じて送水口付近に経路案内図を設けること。☆

(2) 配管等は、次によること。

ア 屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、基準9、第1、第4項第3号によること。

イ 配管等は、基準9、第1、第4項(第1号、第3号を除く。)の規定の例によるほか、次によること。

(ア) 令第29条第1項各号に掲げる防火対象物に設置する場合は、配管内を補助用高架水槽、圧力タンク又は補助加压装置等により常時充水しておくこと。◇

(イ) 補助用高架水槽は、他の消火設備と兼用することができる。この場合の当該水槽の容量は、それぞれの定められた容量のうち最大の容量とすること。◇

(ウ) 配管はJIS G 3454のスケジュール40以上のものとする。☆

ウ 配管には、止水弁、逆止弁及び排水弁を送水口直近の容易に操作できる場所に設けること。◇

エ 管継手及びバルブ類の構造及び材質は、基準9、第1、第1項第8号ア及びイの規定並びに次によること。

(ア) 設計送水圧力が1MPaを超える場合は、安全センターの性能評定合格品の高圧仕様(2MPa等)のねじ込み継手を使用することができる。◇

(イ) バルブ類を設ける場合の当該バルブの最高使用圧力は、設計送水圧力時における当該場所の圧力値以上の仕様のものとする。◇

オ 同一棟に複数の立管がある場合は、次によること。◇

(ア) それぞれの立管には、それぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること(以下この項において「バイパス接続」という。)

(イ) バイパス接続した配管内には、速やかな送水及び配管内の腐食防止のために基準9、第1、第4項第2号の規定の例による補助高架水槽で常時充水しておくこと。

カ 設計送水圧力の算定は規則第31条第5号ロによるほか、摩擦損失水頭は立管ごとに800ℓ/min(双口型の放水口が設置されているものにあつては1,600ℓ/min)以上とすること。☆

(3) 放水口は、次によること。

ア 結合金具は、差込式のものであること。

イ 令第29条第2項第1号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室、階段室及び非常用エレベーターの乗降ロビーから5m以内の部分が含まれる。◇

ウ 厚さ1.6mm以上の鋼製で、かつ、前面の大きさが短辺40cm以上、長辺50cm以上の格納箱に収納しておくか、又は基準9、第1、第7項第1号及び第2号の規定に適合する格納箱に、屋内消火栓のホース接続口と併設して収納しておくこと。◇

- エ 屋上に設ける放水口は、基準9、第1、第9項の規定の例により設けること。◇
- オ 屋内避難階段、特別避難階段又は非常用エレベーターの乗降ロビー内に放水口を設置する場合は、基準9、第1、第7項第7号の規定の例によること。◇
- カ ダブル階段に放水口を設ける場合は、双方の階段に放水口を設置すること。◇

(4) 標識は、基準34によること。

2 地階を除く階数が11以上の建築物に設けるものは、前項によるほか、次によること。

(1) 放水用器具格納箱は、次によること。

- ア 材質は、厚さ1.6mm以上の鋼製とすること。◇
- イ 放水用器具の取り出し、収納等に十分な大きさを有すること。
- ウ 放水用器具格納箱は、11階以上の各階に設けること。ただし、地階を除く階数が12以上の建築物の12階以上の各階に設置する放水用器具格納箱に格納する放水用器具は、規則第31条第6号の規定にかかわらず、管そう・ノズル1本及びホース2本とすることができる。☆
- エ 放水用器具格納箱に収納する管そうは、基準9、第1、第8項第1号の規定によること。
- オ 管そうは、取手付とし、ノズル口径は23mmの棒状・噴霧・停止の3段切替式とすること。☆
- カ 屋内避難階段、特別避難階段又は非常用エレベーターの乗降ロビーに設置する場合は、基準9、第1、第7項第7号の規定の例により設けること。◇

(2) 規則第31条第6号イに定める加圧送水装置は、基準9、第1、第1項の規定の例によるほか、次によること。

- ア 設置位置は、放水口でノズル先端における放水圧力が0.6MPa以上得られない付近又は地盤面からの高さが70m以下の位置に設けること。◇
- イ 中継ポンプを設ける場合の全揚程の算定は、中継ポンプの1次側に設けられる放水口のうち送水口からの圧力損失が最大となる放水口において、ノズルの先端における放水圧力が0.6MPaとなる設計放水圧力により送水した場合、中継ポンプにかかる押し込み圧力を加算することができる。◇
- ウ 中間水槽は、次により設けること。◇
 - (ア) 水源の水位が中継ポンプの位置以上となるように設け、当該ポンプの1次側に専用の配管をもって接続すること。
 - (イ) 自動補給装置を設け、かつ、有効水量が 3m^3 以上のものとする。
- エ 配管等は、次によること。◇
 - (ア) 加圧送水装置の吸水側配管と吐出側配管との間にバイパスを設け、逆止弁を設けること。
(図30-1参照)。
 - (イ) 立上り管を2以上設置した場合は、各送水口から送られた水が合流する加圧送水装置の吸水側配管及び吐出側配管は管の呼び径で150mm以上とすること。
- オ 加圧送水装置の起動は、流水検知装置又は圧力検知装置による起動方式とすること。ただし、防災センター等から遠隔操作により起動することができ、かつ、送水口の直近から防災センター等と相互に通話できる装置を設けるものは、この限りでない。☆

カ 非常電源、配線等は、基準9、第1、第5項の規定の例によること。

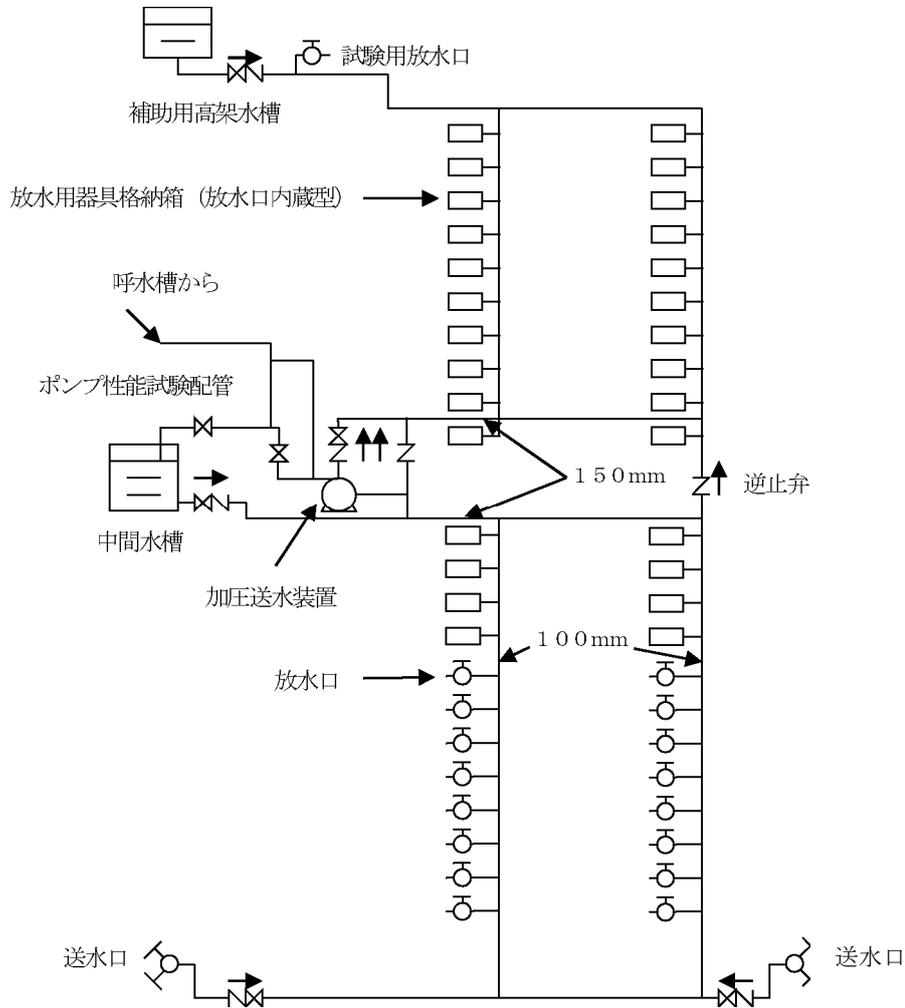


図 30-1

第2 特定共同住宅等に設置する連結送水管に関する基準

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下この項において「省令」という。）第2条第1号に規定する特定共同住宅等に設置する連結送水管は、省令第5条第1項の規定にかかわらず通常用いられる連結送水管を設置すること。◇